
參考資料

世界人権宣言（仮訳文）

（1948年（昭和23年）12月10日 国際連合総会採択）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の

政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにか

かわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

（1946年（昭和21年）11月3日 公布）

（1947年（昭和22年）5月3日 施行）

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第三章 国民の権利及び義務

第十条【日本国民の要件】

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条【基本的人権の享有と性質】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障】

- 1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条【請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条【国及び公共団体の賠償責任】

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条【奴隸的拘束及び苦役からの自由】

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条【思想及び良心の自由】

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条【信教の自由、国の宗教活動の禁止】

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を

受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条【居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由】

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条【学問の自由】

学問の自由は、これを保障する。

第二十四条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条【生存権、国の生存権保障義務】

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条【労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条【財産権の保障】

-
- 1 財産権は、これを侵してはならない。
 - 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
 - 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条【法定手続の保障】

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条【裁判を受ける権利】

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条【逮捕に対する保障】

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条【抑留・拘禁に対する保障】

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条【住居侵入・搜索・押収に対する保障】

1 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条【拷問及び残虐な刑罰の禁止】

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第三十七条【刑事被告人の諸権利】

1 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条【不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力】

-
- 1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
 - 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
 - 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条【刑罰法規の不遡及、二重刑罰の禁止】

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条【刑事保障】

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第十章 最高法規

第九十七条【基本的人権の本質】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条【憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守】

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条【憲法尊重擁護の義務】

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日 法律第147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策につい

ての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

福津市人権擁護に関する条例

(平成17年1月24日 福津市条例第86号)

すべての国民は、「基本的人権を享有し、法の下での平等」を保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基本理念とし、人権尊重意識の高揚に努めてきた。

しかしながら、今日、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、障害者、女性、いじめ等あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されている。

このため、市民一人ひとりが人権意識の高揚を図り、基本的人権が尊重される差別のない明るいまちづくりを進め、もって、すべての市民が安心して暮らせる「差別のない明るく住みよい福津市」を実現するため、たゆまぬ努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、部落差別をはじめ、障害者、女性、いじめ等あらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)をなくし市民一人ひとりの参加による「人権擁護のまち」の建設を目指し、もって差別のない明るく住みよい福津市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために国及び県と協力して、必要な施策の推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係機関等と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この条例は、平成17年1月24日から施行する。

福津市人権教育・啓発基本計画策定推進会議設置要綱

(平成29年6月23日 告示第101号)

(目的)

第1条 人権教育及び啓発に関し、緊密な連絡調整を行い、もって総合的な施策を策定するため、福津市人権教育・啓発基本計画策定推進会議(以下「計画策定推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 計画策定推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権教育・啓発基本計画の策定に関すること。
- (2) 人権教育・啓発基本計画の推進及び検証に関すること。
- (3) その他人権教育・啓発施策に係る重要な事項に関すること。

(構成)

第3条 計画策定推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、市民部長とする。
- 3 委員は、別表第1の職にあるものをもって充てる。

(会議)

第4条 計画策定推進会議は、議長が召集し、これを主宰する。

- 2 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(連絡会議)

第5条 計画策定推進会議の審議の内、専門的事項の検討及び調整を行うため、福津市人権施策関係担当者連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

- 2 連絡会議は、別表第2に掲げる関係各課の人権関係施策担当職員をもって組織する。
- 3 連絡会議に委員長を置く。
- 4 委員長は、人権政策課長とする。
- 5 委員長は、必要に応じて連絡会議を召集し、これを主宰する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、連絡会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 計画策定推進会議及び連絡会議の庶務は、市民部人権政策課において処理する。

(補則)

第7条 前各条に定めるもののほか、計画策定推進会議の運営について必要な事項は、議

長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

福津市人権教育・啓発基本計画策定推進会議

議長	市民部長
委員	総務部理事兼行政経営企画課長
〃	総務課長
〃	地域振興部理事兼郷づくり支援課長
〃	こども課長
〃	福祉課長
〃	いきいき健康課長
〃	高齢者サービス課長
〃	学校教育課長
〃	郷育推進課長
〃	人権政策課長兼男女共同参画推進室長

別表第2(第5条関係)

福津市人権施策関係担当者連絡会議

委員長	人権政策課長
委員	行政経営企画課 行政経営係長
〃	総務課 人事係長
〃	郷づくり支援課 郷づくり支援係長
〃	こども課 子育て支援係長
〃	福祉課 障がい福祉係長
〃	いきいき健康課 健康づくり係長
〃	高齢者サービス課 高齢者福祉係長
〃	学校教育課 教育指導係長
〃	郷育推進課 郷育係長
〃	男女共同参画推進室 男女共同参画係長
〃	人権政策課 人権啓発・市民相談係長

キーワードの解説

1 同和問題

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

2016年（平成28年）12月16日に施行された。全9条からなる法律であり、第1条には、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じており、部落差別は許されないという認識の下で、これを解消することが重要な課題であると規定している。

同和問題啓発強調月間

1983年（昭和58年）に、福岡県が同和問題の真の解決を目指して、県・市町村はもとより、県民挙げての差別をなくす運動を展開するため、7月の一か月間を同和問題啓発強調月間として定めた。

人権週間

国連が世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定められたことを受けて、わが国では12月10日を最終日とする一週間を人権週間として定めた。

えせ同和行為

同和問題は怖いという誤った認識に乗じて、同和問題を口実に、企業・行政機関等に対して違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為をいう。

2 女性の人権問題

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者（パートナー）や恋人などの「親密関係」にある人、またはあった人から振るわれる暴力のことをいう。暴力の種類は、身体的、心理的、経済的、性的など、あらゆる暴力があり、複合的に継続して振るうことで、相手の心身を支配し、恐怖を抱かせる行為をいう。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的

な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示などがある。特に、職場において行われる性的な言動により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること、又は女性労働者の就業環境が害されること。

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等を理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いや同僚・上司などによるいじめや嫌がらせの行為をいう。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、言葉や態度、文書などによって人格や尊厳を傷つけたり、身体的、精神的暴力により職場を退職せざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせたりする行為をいう。

モラル・ハラスメント（モラハラ）

言葉の暴力や相手の存在を無視するなど、人間としての尊厳を傷つける態度などの行為をいう。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働くことにより、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを目指すこと。

3 子どもの人権問題

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年（平成元年）の第44回国連総会で採択された。世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約である。わが国は1994年（平成6年）にこの条約を締結した。

スクールカウンセラー（スクールアドバイザー）

学校での児童・生徒の生活上の諸問題や悩みの相談に応じ、指導助言を行う。また、いじめ問題への対策の一環として、臨床心理士等が中学校へ派遣される。

スクールソーシャルワーカー

学校だけでは対応が困難な事例等に対して、関係機関と調整・連携を図りながら、子どもを取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関とのネットワークを活用して援助を行う。

4 高齢者の人権問題

認知症

認知症は「もの忘れ」と判断力低下が起こる脳の病気である。「アルツハイマー型痴呆」と「脳血管性痴呆」が多く見られる。どちらも脳の機能低下によって記憶障害と判断力低下などの中核症状が見られる。徘徊や妄想は必ず起こる症状ではなく、何らかの理由によって本人が反応している状態で、周辺症状と言われている。

権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという、本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

成年後見制度

精神上の障害によって判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などを保護するために、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける制度のこと。

5 障がい者の人権問題

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

2016年(平成28年)4月1日に施行された。全26条からなる法律であり、第1条には、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すると規定している。

ノーマライゼーション

高齢者や障害者などハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことがで

き、かつ差別されない社会を作るという福祉や教育のあり方を示す基本理念のこと。

ユニバーサルデザイン

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」といった、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限り全ての人の人格と個性が尊重され、自由に社会に参画し生き生きと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念のこと。

6 外国人の人権問題

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

2016年(平成28年)6月3日に施行された。全7条からなる法律であり、第1条には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であり、その解消に向けた取組を推進すると規定している。

ヘイトスピーチ

国籍、民族、宗教など、個人や集団が持つ特徴的要素に対して、差別・偏見に基づく誹謗・中傷を行ったり、暴力や差別をあおるような主張をする表現行為（集会、街頭演説、行進など）をいう。

7 HIV患者／エイズ患者の人権問題

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）

HIVに感染すると、身体を病気から守る免疫系が破壊されて、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすい状態になることをいう。感染力は弱く、感染経路は性行為による感染、血液感染、母子感染の3つのみで、日常生活で感染することはない。治療法も大きく進歩し、早期発見・早期治療により、感染前と変わらない生活を続けることが可能となっている。

エイズ（後天性免疫不全症候群）

HIVに感染することにより、様々な感染症や悪性腫瘍などの病気が発病した状態をいう。

8 その他の人権問題

(1) ハンセン病患者等

ハンセン病

ハンセン病とは、らい菌による感染症による皮膚や末梢神経の病気である。現在は治療法が確立され、早期発見と適切な治療により、後遺症も残さずに完治できる。

(3) インターネットや携帯電話による人権侵害等

インターネット

さまざまなコンピュータネットワークが相互に接続され、情報を受けたり発信したりできる世界的規模のネットワークの総称のこと。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service)

SNSともいう。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

(4) 刑を終えて出所した人

協力雇用主

刑を終えて出所した人を積極的に採用する雇用主のこと。先入観や偏見を持たずに採用することと同時に、他の従業員との理解を得ることも必要となる。

(5) 性的マイノリティの人権

性的マイノリティ (性的少数者)

広く、性的指向が異性愛でない人々や、性自認が誕生時に付与された性別と異なる人々のこと。レズビアン (L: 女性同性愛者)、ゲイ (G: 男性同性愛者)、バイセクシュアル (B: 同性愛者)、トランスジェンダー (T: 生まれた時の性別にとらわれずに生きたい人) などの人々 (LGBT) を総称して使うことが多い。

第2期福津市人権教育・啓発基本計画

平成30年3月発行

編集・発行：福津市 市民部 人権政策課

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

TEL：0940-43-8129 FAX：0940-43-3168

E-mail：jinken@city.fukutsu.lg.jp

URL：<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>